

掲示期間 4.1-4.10

新潟市告示第191号

新潟市マンガ・アニメ情報館の使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，新潟市マンガ・アニメ情報館の使用料の徴収事務について，次のとおり委託したので，同施行令第158条第2項の規定により，下記のとおり告示する。

平成30年4月1日

新潟市長 篠田 昭

記

- 1 徴収事務受託所の名称及び代表者
名称 にいがたアニメ・マンガプロジェクト共同体
代表者 代表法人 学校法人新潟総合学院
理事長 池田 祥護
- 2 徴収事務を行わせる施設の名称及び位置
新潟市マンガ・アニメ情報館
新潟市中央区八千代2-5-7 万代シティB P 2 1階
- 3 徴収事務を行わせる期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日